

## 第15回北杜ふるさと祭り出店要領 (キッチンカー)

### 1 概要

- 開催日時 令和8年8月2日(日) 午後3時00分から午後8時00分まで
- 開催場所 北杜市長坂総合スポーツ公園(出店場所は、野球場東側駐車場)

### 2 趣旨

「北杜ふるさと祭り」は高根・長坂両町の地域委員会を中心に実行委員会を組織し、両地域の住民の皆さんの力で作り上げる一大イベントです。その中で出店いただくお店はお祭りの風情を盛り上げるうえで欠かせない存在となります。

お祭りに来場された皆さんが、ふるさとへの愛着を深めるとともに、安心して楽しむことができるお祭りを、実行委員会と出店される皆様で創りあげてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

### 3 出店者の資格等について

出店の条件

- ① 北杜ふるさと祭りの「趣旨」に賛同し、要領を順守できること。
- ② 申し込みした者(現場責任者)がお祭り開催日に常駐できること。
- ③ 実行委員会、警察等の指示に従うこと。

※ 暴力団関係者・未成年者のみの申し込みはお断りします。

※ 申し込み者以外の出店は(名義貸し等)一切認めません。

出店台数は合計で20台

※会場レイアウト状況で数に変更する場合があります。

※ 申込数が出店台数を上回った場合は主催者が厳正な抽選により決定します。

◎【優先順位】 1.市内事業者→2.市外事業者

### 4 資格審査について

出店申込を受理した後、上記※暴力団関係者等に該当しないことを、警察署等関係官庁に身分照会を行い、適格者のみが出店できます。

### 5 出店許可の取消しについて

- ① 取扱商品の管理ができない店、出店申込書の記載と異なる商品を販売した出店者については、出店許可を取消す場合があります。
- ② 出店要領を遵守しない、実行委員会、関係各署の指示に従わないなど、主催者が不適当と判断した場合、即刻出店許可を取消し(出店途中の場合は退去)します。
- ③ 出店許可取消しによる損害等の補償は一切いたしません。

## 6 出店者の責任・補償等について

- ① 出店個所とその周辺の清掃を随時行い、お祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- ② 商品購入者からの苦情などについて、出店者において自らの責任と費用をもって対応すること。
- ③ 万一、事故等が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、出店者が自らの責任と費用をもって対応すること。

## 7 出店料・区画及び設備等について

- ① 出店料 1事業者あたり1台まで。 1台 5,000円
- ② 水道は体育館入口あります。(ホース等で専用しての使用などは禁止します)
- ③ プロパンガス等の火気の取扱いについては、消火器等を準備したうえで出店してください。当日消防署の点検があります。
- ③ 発電機の使用は可とします。  
〈使用する出店者は、近隣の出店者の方の同意を得るとともに、会場内のイベントの迷惑とならないようにしてください。〉
- ④ 出店料は出店者説明会時に徴収いたします。なお、納入後の代金は返還いたしません。

## 8 出店申込方法について

- ① 申込期間 6月25日(木)から7月3日(金) (土日祝日は除く)  
午前9時から午後5時まで
- ② 申込方法 実行委員会事務局(高根又は長坂総合支所地域市民課)へ持参又は郵送にて提出(当日消印有効)
- ③ 提出書類 出店申込書、提供食品の概要(飲食物を取扱う方のみ)、店舗部の配置図、誓約書、出店者参加名簿、運転免許証の写し又は顔写真(2×3cm)カラー、営業許可書の写し、車検証の写し、その他実行委員会が求める書類
- ④ 募集店数 20店舗 ※会場のレイアウト状況により変更があります。  
\*出店キャンセルの無いよう、出店することが確定してから申し込んでください。

## 9 出店者説明会の開催について

- 開催日時 7月24日(金)午後7時00分～
  - 開催場所 北杜市高根総合支所 2階 大会議室
- ※ 説明会では、出店にあたっての詳細等を説明するとともに、出店位置の決定(抽選)を行うので、必ず出席をお願いします。
- ※ 説明会に無断欠席の場合は、出店する意思がないものと判断し、出店者名簿から削除させていただきます。

## 1.0 衛生・安全・環境対策について

### ① 衛生

- ア 衛生上、保健所の許可物品を取り扱うこと。保健所発行の「各種イベント等における食品取扱いの指導指針」を参照すること。
- イ 容器、スプーン等は使い捨てのものを使用すること。
- ウ 出店場所での仕込み作業はしないこと。
- エ 食品取扱い従事者本人若しくはその家族に体調不良(下痢、発熱等)である者は、食品の取扱いに従事しないこと。

### ② 安全

- ア 峡北広域行政組合火災予防条例により、多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等※1を使用する場合には、粉末消火器(10型)の準備が必要とされていますので持参すること。
  - ※1 対象火気器具：発電機、ガスコンロ、タコ焼き器、炭火焼器、ホットプレート等
- イ 店舗の外(通路上)に商品及び机、椅子等を出したり、のぼり旗の掲示をしないこと。
- ウ のぼり旗は、60cm×180cmまでの大きさとし、1区画1本のみとする。
- エ キッチンカーに出店許可証を掲示し、実行委員会等の指示に従うこと。

### ③ 環境

- ア 常に店舗内及び周辺の清掃を行うこと。
- イ 出店者のゴミ、販売を行い回収したごみは、出店者により持ち帰り処分すること。
- ウ お祭りの翌日〈8月3日(月)〉に会場清掃を行うので、各団体1名以上で参加(午前6時15分集合)すること。(会場、会場周辺、駐車場等のゴミ拾い)
- エ 店舗外、通路上でのチラシ等の配布、呼び込みは行わないこと。
- オ 会場内の水道水は、食器及び野菜等の洗浄に使用しないこと。
- カ 適切な方法で商品管理を行うこと。

## 1.1 搬入・搬出について

- ① 搬入・搬出は出店するキッチンカーのみ。
- ② 「搬入・搬出券」を車両のフロントに掲示し、会場の係員の指示に従うこと。
- ③ 会場への搬入は、当日の午後1時00分～1時30分までとする。なお、お祭り終了後(午後9時00分)まで、車両は会場外へ出ることはできません。
- ④ 搬入・搬出時の車両の進入は、安全面や搬出入をスムーズに行うため一方通行となるので、係員の指示に従い通行すること。
- ⑤ お祭り終了後には、速やかに後片付けを行うこと。
- ⑥ 後片付け終了後には、テント周辺にいる係員(出店部会係員)より清掃確認をしてもらい「清掃確認済票」を受け取って帰ること。

## 1.2 駐車場について

- ① キッチンカー以外の駐車は、1 出店者 1 台までとすること。
- ② JA 梨北駐車場が出店者駐車場となります。
- ③ 「駐車許可書」を駐車時に提示し、車両のフロントに掲示しておくこと。
- ④ お祭り終了後は速やかに退場すること。
- ⑤ 駐車場内における車両事故、盗難等に関しては、主催者側は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 1.3 その他

- お祭りが中止となった場合は、出店代表者の方へ実行委員会事務局から連絡します。(中止の場合、出店料及び材料代など経費の補償はいたしません。)
- 感染防止対策について、基本的な感染防止対策、来場者と対面で接する場合はマスクの着用を行うなど、主催者の指導に従うこと。

以上を全て確認いただいたうえで出店の申し込みをお願いいたします。

### 《申し込み、問い合わせ先》

第15回北杜ふるさと祭り実行委員会事務局  
北杜市高根総合支所地域市民課内

〒408-8511 北杜市高根町村山北割 3261

電話 0551-42-1441

北杜市長坂総合支所地域市民課内

〒408-8585 北杜市長坂町長坂上条 2575-19

電話 0551-42-1451